

令和2年度第9回碧南市選挙管理委員会 次第

令和3年3月1日（月）午前9時30分

碧南市役所1階 選挙管理委員会室

1 協議事項

(1) 在外選挙人名簿の登録について（P1～P3）

(2) 選挙人名簿定時登録について（P4～P5）

(3) 碧南市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する規程等の一部を
改正する規程について（P6～P8）

2 報告事項

令和3年度事業計画について（P9～P10）

3 その他

令和3年度衣浦東部広域連合選挙管理委員会について（P11～P16）

1 協議事項（２）選挙人名簿定時登録について

1 選挙人名簿登録者数

単位:人

令和2年12月1日登録者数			令和3年3月1日登録者数		
男	女	計	男	女	計
28,774	27,650	56,424	28,645	27,638	56,283
増減			-129	-12	-141

直接請求をする場合署名を必要とする選挙権を有する者の数

(1) 50分の1の数 1,126 人

条例の制定又は改廃請求、監査請求、合併協議会の設置請求

(2) 6分の1の数 9,381 人

合併協議会の設置協議について選挙人の投票に付するための請求

(3) 3分の1の数 18,761 人

議会の解散請求、議員の解職請求、市長の解職請求、主要公務員(副市長等)解職請求、教育委員会の委員の解職請求

【根拠法令】

(1) 50分の1

ア 条例の制定又は改廃の請求 地方自治法第74条第1項

イ 監査の請求 地方自治法第75条第1項

ウ 合併協議会の設置の請求 市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び第5条第1項

(2) 6分の1

合併協議会の設置協議について選挙人の投票に付するための請求 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項

(3) 3分の1

ア 議会の解散の請求 地方自治法第76条第1項

イ 議員の解職の請求 地方自治法第80条第1項

ウ 長の解職の請求 地方自治法第81条第1項

エ 主要公務員の解職の請求 地方自治法第86条第1項

オ 教育委員会の委員の解職の請求 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項

2 在外選挙人名簿登録者数

単位:人

令和2年12月1日登録者数			抹消者		新規登録者		令和3年3月1日登録者数		
男	女	計	男	女	男	女	男	女	計
16	28	44	0	0	1	0	17	28	45

選挙 選挙人名簿登録者数増減表

前回選挙名：令和2年度12月 定時登録

今回選挙名：令和3年3月 定時登録

投票区	前回名簿登録者			登録の移替え									抹消者数									登録者数									今回名簿登録者		
				増			減			計			死亡			転出			計			新有権者			転入			計					
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計			
1	1,665	1,583	3,248	4	5	9	3	0	3	1	5	6	10	6	16	16	4	20	26	10	36	7	5	12	10	9	19	17	14	31	1,657	1,592	3,249
2	1,636	1,677	3,313	7	7	14	3	6	9	4	1	5	6	9	15	4	10	14	10	19	29	1	5	6	11	7	18	12	12	24	1,642	1,671	3,313
3	1,905	1,787	3,692	10	6	16	9	5	14	1	1	2	2	6	8	30	24	54	32	30	62	2	12	14	12	16	28	14	28	42	1,888	1,786	3,674
4	1,161	1,084	2,245	1	1	2	4	2	6	-3	-1	-4	7	8	15	8	4	12	15	12	27	4	6	10	4	5	9	8	11	19	1,151	1,082	2,233
5	851	928	1,779	3	1	4	7	6	13	-4	-5	-9	3	4	7	6	2	8	9	6	15	3	3	6	2	2	4	5	5	10	843	922	1,765
6	1,437	1,421	2,858	3	6	9	5	3	8	-2	3	1	6	7	13	15	8	23	21	15	36	5	4	9	10	9	19	15	13	28	1,429	1,422	2,851
7	1,865	1,879	3,744	4	2	6	7	4	11	-3	-2	-5	5	4	9	14	8	22	19	12	31	8	2	10	13	9	22	21	11	32	1,864	1,876	3,740
8	1,095	1,085	2,180	2	3	5	3	1	4	-1	2	1	3	7	10	15	4	19	18	11	29	3	4	7	6	2	8	9	6	15	1,085	1,082	2,167
9	1,917	1,761	3,678	8	3	11	4	8	12	4	-5	-1	6	2	8	40	14	54	46	16	62	7	10	17	19	12	31	26	22	48	1,901	1,762	3,663
10	1,528	1,466	2,994	2	5	7	8	6	14	-6	-1	-7	4	5	9	15	7	22	19	12	31	6	5	11	10	10	20	16	15	31	1,519	1,468	2,987
11	1,670	1,667	3,337	6	6	12	8	8	16	-2	-2	-4	8	5	13	23	9	32	31	14	45	5	4	9	11	9	20	16	13	29	1,653	1,664	3,317
12	1,898	1,855	3,753	5	7	12	9	11	20	-4	-4	-8	7	2	9	9	7	16	16	9	25	3	7	10	11	7	18	14	14	28	1,892	1,856	3,748
13	1,663	1,516	3,179	5	3	8	7	2	9	-2	1	-1	5	5	10	13	5	18	18	10	28	5	6	11	13	11	24	18	17	35	1,661	1,524	3,185
14	1,338	1,330	2,668	3	0	3	2	2	4	1	-2	-1	4	2	6	10	10	20	14	12	26	5	3	8	5	5	10	10	8	18	1,335	1,324	2,659
15	1,484	1,477	2,961	11	3	14	4	6	10	7	-3	4	0	6	6	15	11	26	15	17	32	3	5	8	9	8	17	12	13	25	1,488	1,470	2,958
16	1,559	1,588	3,147	9	7	16	1	0	1	8	7	15	8	5	13	9	11	20	17	16	33	4	5	9	7	6	13	11	11	22	1,561	1,590	3,151
17	1,660	1,334	2,994	3	3	6	8	2	10	-5	1	-4	5	4	9	40	7	47	45	11	56	5	1	6	12	7	19	17	8	25	1,627	1,332	2,959
18	1,965	1,772	3,737	8	7	15	4	3	7	4	4	8	6	4	10	15	9	24	21	13	34	10	6	16	17	13	30	27	19	46	1,975	1,782	3,757
19	478	439	917	2	0	2	0	0	0	2	0	2	5	3	8	5	3	8	10	6	16	1	0	1	3	0	3	4	0	4	474	433	907
合計	28,775	27,649	56,424	96	75	171	96	75	171	0	0	0	100	94	194	302	157	459	402	251	653	87	93	180	185	147	332	272	240	512	28,645	27,638	56,283
総合計	28,775	27,649	56,424	96	75	171	96	75	171	0	0	0	100	94	194	302	157	459	402	251	653	87	93	180	185	147	332	272	240	512	28,645	27,638	56,283

1 協議事項（３）碧南市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する規程等の一部を改正する規程について

碧南市選挙管理委員会告示第２号

碧南市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和３年３月 日

碧南市選挙管理委員会

委員長 栗 津 康 之

碧南市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する規程等の一部を改正する規程

（碧南市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する規程の一部改正）

第１条 碧南市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する規程（平成２年碧南市選挙管理委員会告示第１３号）の一部を次のように改正する。

様式第１号及び様式第３号中「印」を削る。

（碧南市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する規程の一部改正）

第２条 碧南市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する規程（平成７年碧南市選挙管理委員会告示第１１号）の一部を次のように改正する。

様式第３号その１からその３まで及び様式第４号中「印」を削る。

（碧南市公職選挙管理規程の一部改正）

第３条 碧南市公職選挙管理規程（平成１２年碧南市選挙管理委員会告示第５号）の一部を次のように改正する。

様式第１号、様式第２号の２、様式第７号から様式第９号まで、様式第１１号、様式第１８号及び様式第１９号中「㊤」を削る。

（碧南市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する規程の一部改正）

第４条 碧南市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する規程（平成１９年碧南市選挙管理委員会告示第４９号）の一部を次のように改正する。

様式第２号中「印」を削る。

附 則

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

碧南市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する規程等の一部改正について

1 改正の理由

公職選挙法施行規則の一部を改正する省令（令和2年総務省令第132号）が令和2年12月28日に公布され、公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）の一部改正が令和3年1月1日から施行されたことに伴い、規程の一部を改正する。

2 改正の概要

押印に係る規定の削除（第1条～第4条関係）

次に掲げる規程の様式中の押印に係る規定（碧南市選挙管理委員会、碧南市選挙管理委員会委員長及び選挙長の印に係るものを除く。）を削除する。

- (1) 碧南市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する規程（平成2年碧南市選挙管理委員会告示第13号）

ア 選挙公報掲載申請書（様式第1号関係）

イ 選挙公報掲載文修正・撤回申請書（様式第3号関係）

- (2) 碧南市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する規程（平成7年碧南市選挙管理委員会告示第11号）

ア 選挙運動用自動車使用証明書（自動車）（様式第3号その1関係）

イ 選挙運動用自動車使用証明書（燃料）（様式第3号その2関係）

ウ 選挙運動用自動車使用証明書（運転手）（様式第3号その3関係）

エ ポスター作成証明書（様式第4号関係）

- (3) 碧南市公職選挙管理規程（平成12年碧南市選挙管理委員会告示第5号）

ア 選挙事務所設置（異動）届（様式第1号関係）

イ 選挙運動用ビラ届出書（様式第2号の2関係）

ウ 個人演説会開催申出書（様式第7号関係）

エ 出納責任者選任（異動）届（様式第8号関係）

オ 出納責任者職務代行開始（終了）届（様式第9号関係）

カ 政談演説会開催届出書（様式第11号関係）

キ 政治活動用ビラ届出書（様式第18号関係）

ク 政治活動用機関紙（誌）届出書（様式第19号関係）

- (4) 碧南市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する規程（平

成 1 9 年碧南市選挙管理委員会告示第 4 9 号)

ビラ作成証明書 (様式第 2 号関係)

3 施行年月日

令和 3 年 4 月 1 日

2 報告事項 令和3年度事業計画について

1 愛知県各市選挙管理委員会連合会定例会

日時 令和3年4月21日（水）

場所 知多市 知多市勤労文化会館

2 全国市区選挙管理委員会連合会東海支部総会等

日時 令和3年5月13日（木）

令和3年5月14日（金）

場所 総会、情報交換会 新城市 新城文化会館・新城観光ホテル

3 全国市区選挙管理委員会連合会定期総会及び選挙事務研究会

日時 定期総会 令和3年5月27日（木）

事務研究会 令和3年5月28日（金）

場所 定期総会 東京都中野区 なかのZERO

事務研究会 東京都中央区 銀座ブロッサム(中央会館)

4 全国市区選挙管理委員会連合会理事会並びに研修会

日時 令和3年10月予定（2日間）

場所 岡山県倉敷市

5 その他

(1) 選挙人名簿定時登録に伴う選挙管理委員会開催日（予定）

6月1日（火）、9月1日（水）、12月1日（水）、3月1日（火）

※開催時間につきましては、午前9時30分からの開催予定となります。

(2) 執行が予定されている選挙

衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査 令和3年10月22日任期満了

選挙執行予定表（任期満了日一覧）

選挙名	任期	前回執行日	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
(国)								
衆議院議員	4	H29. 10. 22	R3. 10. 22				R7. 10. 22	
参議院議員	6 (3)	R1. 7. 21					R7. 7. 28	
参議院議員	6 (3)	H28. 7. 10		R4. 7. 25				
(県)								
知事	4	H31. 2. 3		R5. 2. 14				R9. 2. 14
県会議員	4	H31. 4. 7			R5. 4. 29			
(市)								
市長	4	R2. 4. 19				R6. 4. 28		
市議会議員	4	R2. 4. 19				R6. 5. 4		